

新たな企業立地支援制度を創設しました！

(都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市で物流業の立地事業を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件	次の要件を全て満たすもの ①土地取得費を除く投下資産額 3 億円以上 ②操業 1 年以内に常時雇用労働者10人以上増加。うち 3 割以上は市内雇用者又は市内転入者 ③山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること	
助成率	基本率	①新たに土地を取得又は借地権を設定(設定期間20年以上)し、事業所等を建設する場合(土地取得から 3 年以内に操業) ➡ 投下資産額 (土地分除く) の1.2% (水素製造設備等取得費は 2.7%)
		②自社所有地に事業所等を建設し操業する場合 ➡ 投下資産額 (土地分除く) の0.6% (水素製造設備等取得費は 2.1%)
		③空き事業所等を取得し操業する場合 ➡ 投下資産額 (土地分除く) の0.6% (水素製造設備等取得費は 2.7%)
	加算率	①県外からの常時雇用労働者数 ➡5人以上： +0.3% 、 10人以上： +0.45% ②県外からの新規立地 ➡ +0.6%
限度額	①県内新規立地➡ 2.25億円	
	②県内企業➡ 9千万円	
	※ ①、②ともに投下資産額200億円超➡ 15億円 (投下資産200億円超は助成率一律0.6%)	

最大助成率**2.25%**